

## 評価基準表 新旧対照表

新							旧						
(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）							(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）						
番号	小項目	内容 (収集運搬)	審査の方法		審査の基準及び内容	配点	番号	小項目	内容	審査の方法		審査の基準及び内容	配点
			①書面審査	②現地審査						①書面審査	②現地審査		
51	技術の開発・研究	先進的な環境企業として、適正処理・リサイクル技術の開発、研究を行い、自らの施設への応用に取り組み、持続的な計画により、これを推進している。(産学協同、海外や異業種との共同研究、共同事業等、その取組内容及び将来計画を詳細に記述している。)	○	○	先進的な環境企業として、 <b>収集運搬業における適正処理・リサイクル技術の開発、研究、又は、実務での改善、創意工夫を行い、自らの施設への応用に取り組み、持続的な計画により、これを推進している。</b> (産学協同、海外や異業種との共同研究、共同事業、実務での改善、創意工夫等、その取組内容及び将来計画を詳細に記述している。)	3	51	技術の開発・研究	先進的な環境企業として、適正処理・リサイクル技術の開発、研究を行い、自らの施設への応用に取り組み、持続的な計画により、これを推進している。(産学協同、海外や異業種との共同研究、共同事業等、その取組内容及び将来計画を詳細に記述している。)	○	○	先進的な環境企業として、適正処理・リサイクル技術の開発、研究、又は、実務での改善、創意工夫を行い、自らの施設への応用に取り組み、持続的な計画により、これを推進している。(産学協同、海外や異業種との共同研究、共同事業、実務での改善、創意工夫等、その取組内容及び将来計画を詳細に記述している。)	3
55	カーボンオフセット	事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに取り組んでいる。	○		事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに継続的に取り組んでいる。 <b>*温暖化ガスの削減対象</b> ・カーボンオフセット ・太陽光発電(売電のみは対象とならない。) ・グリーン電力	2	55	カーボンオフセット	事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに取り組んでいる。	○		事業活動から排出される二酸化炭素等の温暖化ガスのカーボンオフセットに継続的に取り組んでいる。	2
57	低公害・低燃費車両・重機	産業廃棄物運搬許可車両としての低公害・低燃費車(低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等)又は低公害型重機(特殊自動車)を導入している。かつ、インターネット上で情報公開している。	○	○	収集運搬業については、産業廃棄物運搬許可車両としての低公害・低燃費車(低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等)及び荷物の積込等で使用する <b>重機において、低公害型重機(特殊自動車)</b> を導入している。かつ、導入状況を自社ホームページ上で情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。  【書面審査資料】*①、②、③、④すべての資料 ①使用車両及び重機導入状況一覧表等 ②公開画面の写し ③自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ④情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の画面を添付  【現地審査資料】 導入している車両が確認できる書面(車検証の写し等) 導入している低公害型重機が確認できる書面(仕様書等)	3	57	低公害・低燃費車両・重機	産業廃棄物運搬許可車両としての低公害・低燃費車(低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等)又は低公害型重機(特殊自動車)を導入している。かつ、インターネット上で情報公開している。	○	○	収集運搬業については、産業廃棄物運搬許可車両としての低公害・低燃費車(低排出ガス車、電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等)及び荷物の積込等で使用する <b>重機において、低公害型重機(特殊自動車)</b> を導入している。かつ、導入状況を自社ホームページ上で情報公開している。自社以外のホームページ上で公開されている場合は、自社ホームページからリンクされ、該当する情報画面にジャンプできること。  【書面審査資料】*①、②、③、④すべての資料 ①使用車両及び重機導入状況一覧表等 ②公開画面の写し ③自社ホームページからリンクされ該当する情報画面にジャンプできることが分かる画面の写し ④情報公開の更新履歴等確認書(様式第5号)又は、「産廃情報ネット」の更新履歴情報の画面を添付  【現地審査資料】*①、②すべての資料 ①収集運搬業については、導入している車両が確認できる書面(車検証の写し等) ②中間処理業については、導入している低公害型重機が確認できる書面(仕様書等)	3